

## 広告掲載契約書

栃木県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、〇〇〇封筒（媒体名）（以下「封筒」という。）を広告媒体とする広告掲載契約を次のとおり締結する。

### （契約の内容）

第1条 甲は、封筒を活用し、乙が提出する広告を掲載し、乙は甲にその対価を支払うものとする。

### （広告媒体の仕様）

第2条 甲が提供する封筒の広告スペース、発送部数等は、別紙仕様書のとおりとする。

### （契約金額）

第3条 契約金額は、〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。

### （原稿の提出期限）

第4条 乙は、広告の原稿を、甲が別途指示する期日までに甲に提出するものとする。

### （広告掲載基準等）

第5条 乙は、広告の原稿を作成するに当たっては、別途甲が定める栃木県広告掲載要綱及び栃木県広告掲載基準（以下これらを「広告基準」という。）に従わなければならない。

2 甲は、乙から提出された広告の原稿を審査し、広告基準に適合しない場合は修正を求めることができる。

3 乙は、前項の規定により修正を求められた場合は、甲が別途指示する期日までに修正のうえ広告の原稿を再提出しなければならない。

### （契約保証金）

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

### （権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### （変更の届出）

第8条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。

### （著作権等）

第9条 乙は、広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等

を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(契約金額の支払)

第 10 条 乙は、甲が封筒を課税対象者に発送した日から 20 日以内に、甲の発行する納入通知書により契約金額の全額を納付しなければならない。

2 乙が、第 5 条第 3 項の規定による広告の原稿の再提出をしないときは、甲は封筒の広告スペースに甲の指定する乙の広告に係る記事を掲載できるものとする。この場合において、乙は、この分の広告料相当分を支払わなければならない。

3 前項の規定は、第 5 条第 3 項の規定により再提出された広告の原稿が、広告基準に適合しない場合において準用する。

(遅延利息)

第 11 条 乙は、自己の責に帰すべき理由により、前条第 1 項に規定する期日までに契約金額を支払わなかった場合は、当該期日の翌日から起算して納付する日までの日数に応じ、支払うべき契約金額に対し民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条の法定利率の割合で計算した遅延利息を、甲に支払うものとする。

(契約の変更)

第 12 条 乙は、封筒の発送部数が、仕様書に定めるものと異なるときは、甲に申し出て契約の変更をすることができる。ただし、発送数が仕様書に定めた予定発送数の 100 分の 90 以上の場合には、契約の変更はしないものとする。

(解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なくこの契約の条項に違反したとき。

(2) この契約の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(3) 乙若しくは広告主、その代理人又は使用人に重大な社会的信用失墜行為があったとき。

(4) 乙又は広告主に破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状況が著しく不健全となったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定、又はその一部としないものとする。

(損害賠償等)

第 14 条 乙は、第 10 条第 2 項の規定により甲が指定した乙に係る記事が掲載されたとき（同条第 3 項で準用する場合を含む）、及び前条第 1 項の規定により契約が解除されたときは、甲に対して損失補償を求めないものとする。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

3 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(管轄裁判所)

第 16 条 この契約に係る訴訟については、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所において行うものとする。

(契約の費用)

第 17 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(補則)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20  
栃 木 県  
知 事 福 田 富 一

乙 ○○○○○○○○○○○  
○○○○○  
○○○○ ○ ○ ○ ○

## 広告掲載仕様書

### 1 広告媒体

### 2 広告スペース

### 3 刷り色

### 4 (広告媒体名) の概要

- (1) 発送部数
- (2) 発送先
- (3) 発送方法
- (4) 発送日

### 5 データ

HTML 及び PDF 形式によるデータを CD-ROM で納品すること。形式が異なる場合は、県と協議すること。

### 6 広告原稿の制作

栃木県広告掲載要綱及び栃木県広告掲載基準を遵守すること。

### 7 原稿の提出日

令和     年     月     日

上記までに提出後、修正を求められた場合の提出日は別途指示

### 8 契約日から上記期日までに提出すべき書類

- (1) 広告図案
- (2) 説明書
- (3) 広告主の組織概要
- (4) 広告主の都道府県税の納税証明書
- (5) 広告主が法令に違反していないことの申立書

### 9 提出場所

宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県経営管理部税務課